

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 改正法人税基本通達のポイント

Q: 改正された法人税基本通達のポイントを教えてください。

A: 利益調整に利用されがちな決算賞与等に対する規定は、厳しい取扱いとなっています。

### 【解説】

国税庁はこのほど、法人税抜本改革による改正項目に対応した法人税基本通達を公表しました。新設された項目で注意すべきポイントは次のようなことです。

#### (1) 一括償却資産

少額減価償却資産で一括償却を選択した場合は、滅失や除却が生じても、その事業年度での除却処理等は認められず、3年間の均等償却が義務づけられています。

#### (2) 未払賞与

支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、政令に定められている通知には該当しないとされています。これは、決算賞与の支給権利者は期末までに在職していた社員であり、そのなかの一部にだけの手給は認めないというものです。

#### (3) 貸倒引当金

個別評価の対象となる金銭債権であるかどうかの判定は、金銭債権に係る債務者ごとに行うことを明らかにしています。

また、債権償却特別勘定の残高がある場合には、平成10年4月1日以後に開始する事業年度で全額を取り崩して益金算入することとされています。

